

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が、平成21年7月15日付け平21港湾第275号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、非開示とした次の部分は開示すべきであるが、その余の判断は、妥当である。

公文書の件名	実施機関が非開示とした部分
入港届	船名 国籍 船籍港 船舶所有者
入出港届	船舶の名称、種類及び信号符字 船舶の国籍 船籍港 信号符字又は船舶番号 船籍港、登録年月日及び船舶番号 船舶所有者
係留施設使用許可申請書	船名 船籍港（国籍） 船舶所有者

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成21年6月20日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「山口県沿岸部で土砂、残土、スラグ、鉦犀などの搬出、搬入をしている場所、作業者が分かる書類（H20年度、H21年度の書類に限る）・入港届や許認可（岸壁の占用）の書類などで、その理由として上記の作業としている場合の書類。（重複部分は除く）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、平成20年4月から平成21年6月までに提出された入港届、入出港届、係留施設使用許可申請書及び行為許可申請書のう

ち、取扱貨物が土砂、残土、スラグ等となっているもの(以下「本件公文書」という。)を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

4 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成21年8月10日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の不開示部分をすべて「条例第11条第3号」に該当するとして公開しないことについて、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

(1) 実施機関は、本件処分に係る「理由説明書」で、条例第4条の規定では、条例の解釈運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならないとしている。

しかしながら、公文書部分開示決定の「公開しない理由」として、入港届、係留施設使用許可申請書、行為許可申請書に共通して「取引先情報あるいは内部管理情報」として、公開されれば当該法人に不利益を与えるためと示しているだけで、どのような不利益が起こる可能性があるのか、具体的に教示していない。(なお、公共埠頭等で行われている行為については現地に赴けばだれしも知ることができる事実であるので、船名等を非公開にする理由すら理解できない。)

(2) 実施機関が非開示とした部分については、既に他府県では開示が常識になっており、山口県での扱いがあまりに違うのが理解しがたい。

(3) 以上の事実をもって推察すると、実施機関が、現在行われている行為に関して、情報を作為的に隠ぺいしているとしか考えられない。

(4) 実施機関の判断が、不当なものであるのは明らかであり、条例第1条にある、県の説明責任、行政の公正な運営が全く果たされていない。

第4 実施機関の説明要旨

1 入港届

(1) 本件公文書について

ア 根拠法令

山口県入港料徴収条例(昭和54年条例第1号)第8条

イ 公文書の特定

平成20年度及び平成21年度の入港届のうち、「積載貨物」欄や「荷揚貨物」

欄、「貨物に関する簡潔な記述」欄又は「積載貨物の種類及び数量」欄に、土砂、残土、スラグ等と記載されているものを特定した。

(2) 部分開示をした理由等について

ア 本件公文書の内容及び構成

本件公文書は、3とおりの様式で作成されており、以下これらを便宜上それぞれ甲様式、乙様式及び丙様式という。

(ア) 甲様式

甲様式で作成された本件公文書は、「入港届」という標題であり、届出者郵便番号、届出者住所、届出者氏名、届出者電話番号、船名、総トン数、船種、載貨重量トン数、内・外航船舶の別、船体の大きさ、国籍、入港の目的、船籍港、入港の日時、直前寄港地、出港の日時、次港、最終仕向地、船舶所有者又は傭船者、積載貨物、荷揚貨物からなっており、記載内容に条例第11条第3号の規定による法人等に関する情報（以下「法人等情報」という。）を含んでいる。

(イ) 乙様式

乙様式で作成された本件公文書は、「入出港届」という標題であり、船舶の名称、種類及び信号符字、到着港/出発港、到着日時/出発日時、船舶の国籍、船長の氏名、前寄港地/次寄港地、船籍港、登録年月日及び船舶番号、船舶の代理人の氏名又は名称及び住所、船舶の運航者の氏名又は名称及び住所、総トン数、純トン数、港における船舶の位置（停泊地）、航海に関する簡潔な細目、貨物に関する簡潔な記述、乗組員の数（船長を含む。）、旅客の数からなっており、記載内容に条例第11条第2号の規定による「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」（以下「個人情報」という。）及び法人等情報を含んでいる。

(ウ) 丙様式

丙様式で作成された本件公文書は、「入出港届」という標題であり、船舶の名称、船舶の種類、国籍、船籍港、信号符字又は船舶番号、総トン数、純トン数、長さ及び喫水、航行速力、船舶の所有者、運航者及び本邦における代理店の氏名又は名称及び住所、仕出港及びその出港年月日、寄港地及びその入出港年月日、入港の日時、入港の目的、停泊場所、出港の日時、次の仕向港、当港出発後日本における寄港地、最終仕向港、出港後最初に入港する外国の港、積載貨物の種類及び数量、当港揚（積）貨物の種類及び数量、本邦において船卸をする貨物の数量、本邦において船積した貨物の数量、乗組員の数、船長署名又は記名押印からなっており、記載内容に個人情報及び法人等情報を含んでいる。

イ 部分開示とした理由

条例第4条の規定では、条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならないとしている。また、条例第12条の規定では、公文書に条例第11条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、その部分を容易に区分できる場合には、その部分を除いて、当該公文書を開示しなければならない（部分開示）としている。

本件公文書は、アのとおり個人情報及び法人等情報を含むが、これらは容易に区分することができるため、区分した部分ごとにそれぞれ部分開示をする部分、できない部分の判断を行った上で、部分開示の決定を行ったものである。

ウ 部分開示とした部分

(ア) 甲様式

本件公文書には、届出者の郵便番号、住所、氏名、電話番号及び印影、船舶の船名並びに船舶の所有者又は傭船者の住所及び氏名が含まれ、これは法人の内部管理情報、取引先情報であり、公開されれば当該法人等に不利益を与えるおそれがあるものである。

また、国籍、船籍港、直前寄港地及び次港、最終仕向港がわかれば、申請者が誰であるかもわかるため、非開示とした。

(イ) 乙様式

a 個人情報

本件公文書には、船長氏名といった個人識別情報が含まれ、これを非開示とする。

b 法人等情報

本件公文書には、船舶の名称、種類及び信号符字、船籍港、登録年月日及び船舶番号、船舶の代理人の氏名又は名称及び住所、船舶の運航者の氏名又は名称及び住所、総トン数欄の船舶の名称が含まれ、これは法人の内部管理情報、取引先情報であり、公開されれば、当該法人等に不利益を与えるおそれがあるものである。

また、船舶の国籍、前寄港地/次寄港地がわかれば、申請者が誰であるかもわかるため、非開示とした。

(ウ) 丙様式

a 個人情報

本件公文書には、船長署名又は記名押印といった個人識別情報が含まれ、これを非開示とする。

b 法人等情報

本件公文書には、船舶の名称、信号符字又は船舶番号、船舶の所有者、運航者及び本邦における代理店の氏名又は名称及び住所、仕出港及びその出港年月日、入港の日時、寄港地及びその入出港年月日、次の仕向港、最終仕向

港、「出航後最初に入港する外国の港」欄及び「揚（積）貨物の種類及び数量」欄の取引先の名称が含まれ、これは法人の内部管理情報、取引先情報であり、公開されれば当該法人に不利益を与えるおそれがあるものである。

また、船舶の種類、国籍、船籍港、次の仕向港、最終仕向港がわかれば、申請者が誰であるかもわかるため、非開示とした。

2 係留施設使用許可申請書

(1) 本件公文書について

ア 根拠法令

山口県港湾施設管理条例（昭和31年条例第13号）第7条

イ 公文書の特定

平成20年度及び平成21年度の係留施設使用許可申請書のうち、主な揚荷又は主な積荷に、土砂、残土、スラグ等と記載されているもので、重複しているものを除いて特定した。

(2) 部分開示をした理由等について

ア 本件公文書の内容及び構成

本件公文書は、申請者住所、氏名、港湾の名称、使用料、船名、船籍港（国籍）、船舶の種類、全長、総トン数、載貨重量トン数、最大喫水（停泊中）、船舶所有者、代理店名、係留施設の名称又は場所及び能力、係留期間、主な揚荷、主な積荷、仕出港、仕向港、外航船舶・内航船舶の別、船長氏名からなっており、記載内容に個人情報及び法人等情報を含んでいる。

イ 部分開示とした理由

1 (2)イと同じ。

ウ 部分開示とした部分

(ア) 個人情報

本件公文書には、船長氏名及び申請者である法人の担当者の個人印といった個人識別情報が含まれ、これを非開示とする。

(イ) 法人等情報

本件公文書には、申請者住所、申請者氏名、申請者の印影、船名、船舶所有者、代理店名、船主住所氏名、砕砂製造社、産地、請求先、摘要欄の荷揚げした荷の納入先が含まれ、これは法人の内部管理情報、取引先情報であり、公開されれば、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものである。

また、船籍港（国籍）、仕出港、仕向港、最初及び最後仕出港、最初及び最終仕向港がわかれば、申請者が誰であるかもわかるため、非開示とした。

3 行為許可申請書

(1) 本件公文書について

ア 根拠法令

港湾法第37条及び港湾区域内における工事等の規制に関する規則（昭和32年規則第50号）第2条

イ 公文書の特定

本件請求の内容について、異議申立人に電話で確認をしたところ、土砂採取に係る書類も含むということだったので、平成20年度及び平成21年度の港湾法第37条に基づく行為許可申請書のうち港湾区域内における工事等の規制に関する規則の第1号様式その2に係る申請を特定した。

(2) 部分開示をした理由等について

ア 本件公文書の内容及び構成

本件公文書は、申請者郵便番号、住所、氏名、電話番号、港湾の名称、土砂の採取の目的、土砂の採取の期間、土砂の採取の場所、土砂の採取の内容（土砂の種類、採取の方法、採取料の算定根拠、採取量）、使用する船舶（船名、船種、船舶番号、総トン数、採取能力、最大積載量、船長の氏名）からなっており、記載内容に法人等情報を含んでいる。

イ 部分開示とした理由

1 (2)イと同じ。

ウ 部分開示とした部分

本件公文書には、申請者の住所、氏名、申請者の印影が含まれ、これらは法人の内部管理情報、取引先情報であり、公開されれば、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものである。

また、土砂の採取の場所がわかれば、申請者が誰であるかもわかるため、非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、関係法令（条例及び規則を含む。）の規定に基づき、港湾管理者である実施機関に対して提出された文書である。

したがって、実施機関の職員が職務上取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第2号の該当性について

(1) 条例第11条第2号について

条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、

特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

(2) 本件公文書について

船長の氏名及び印影並びに申請者である法人の担当者の氏名及び印影については、個人情報に該当し、かつ、同号イからニまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

3 条例第11条第3号の該当性について

(1) 条例第11条第3号について

条例第11条は、同条第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人（以下「法人等」と総称する。）の事業活動の自由を保障しようとする趣旨であるが、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する情報については、開示することとされている。

なお、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なものとしては、生産技術上や販売上のノウハウに関する情報、信用上不利益を与える情報、人事等専ら法人の内部管理の情報などとされている。

(2) 本件公文書について

ア 法令に基づく登録事項等について

船名、種類、船籍港、信号符字、登録年月日、船舶番号及び船舶所有者については、船舶法（明治32年法律第46号）の規定により、船舶原簿に登録しなければならないこととされており、併せて、船舶法施行細則（明治32年逓信省令第24号）の規定により、何人も閲覧が可能とされていることから、公にされている情報であるといえる。よって、これらの情報は、公開することにより、当該法人等に不利益を与えるおそれがあるものとは認められないことから、開示すべきと判断される。また、国籍、船名、船籍港及び船舶番号については、同法の規定により、船舶に標示等しなければならないこととされており、公にされている情報であるといえることから、同様に開示すべきと判断される。

イ その他の記載事項について

届出者、申請者、船舶の代理人、運航者及び傭船者の氏名又は名称については、船舶所有者と代理人又は運航者等との間の各契約関係が明らかになる情報であるが、法人等が事業活動を行うに当たり、どのような届出等を行い、また、どのような相手とどのような契約を締結するかについては、私的な事業活動の自由に属

する事柄である。そして、これらの情報が公開された場合には、競合する同業他社にも当該情報が伝搬し、このような営業上のノウハウ等に関する情報が知られることによって、契約の獲得その他の営業活動を継続していく上で、公正な競争関係における地位が害され、その事業活動に支障が生じるおそれが否定できない。

また、前寄港地及び次寄港地、仕向港、仕出港及び仕向港、土砂の採取の場所等については、どのような航行経路で入港したか、今後どのような経路でどこに向かおうとしているのか、どこで土砂を採取しているのか等が明らかになる情報である。そして、これらの情報が公開された場合には、当該法人等と競合する同業他社にまで当該情報が伝わることとなるものと考えられるが、当該船舶を利用した個別具体的な事業活動の内容については、営業上のノウハウに関する情報が含まれていることから、当該法人等に不利益を与えるおそれがあるものと認められる。

さらに、備考の欄をインカメラ審理によって実際に見分したところ、この欄には、請求先等関係者間の各契約関係が明らかになる情報や営業上のノウハウに関する情報が含まれ得ることを確認したことから、これらの情報が公開された場合には、当該法人等に不利益を与えるおそれがあるものと認められる。

なお、法人等の印影は、本来、外部に対し一般に公開することを予定していない内部管理の情報であるものと考えられ、これを秘匿することに正当な利益を有するものと認められる。

よって、これらは、法人等情報に該当し、かつ、同号イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

4 その他

本件処分のお知らせにおいて、実施機関は、開示しない理由として、開示しない部分が公開されれば、法人等にどのような不利益を与えるおそれがあるのか、具体的に記載していないことが認められた。法人等の事業活動等には多種多様なものがあるため、公文書の開示・非開示については、個々具体的に判断することになると考えられるが、非開示決定又は部分開示決定をした場合、その通知に当たっては、実施機関は、非開示事項のいずれに該当するかだけでなく、公文書の開示をすることができない理由を、できる限り具体的かつ明確に記載しなければならないとされていることに留意しなければならない。

また、異議申立人は他の行政機関（他府県）から開示された事例について紹介しているが、当審査会において、特定の積荷等を指定した入港届等の開示請求に対する他の行政機関の取扱いについて調査したところ、他の行政機関においても、個々具体的な公文書開示請求に基づき、個々具体的な開示・非開示等の判断が行われており、開示が一般的になっているとは認められなかったところである。

なお、本件処分においては、部分開示に当たって、本来開示すべき部分が、塗りつ

ぶされ非開示とされている箇所が4箇所確認された。実施機関は、部分開示に当たって非開示部分を塗りつぶす場合には、十分注意して実施するべきであり、以後このようなことがないように十分留意しなければならない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり（省略）